

原因不明の健康危機事案に対する初期対応の支援について

問題の所在

- 都道府県において原因が不明な健康危機事案の発生を把握した場合に、都道府県によっては原因を特定するために技術的な助言を得るための有識者とのネットワークや適切な病原体検査先を有していない場合がある。
- これにより、都道府県における原因の特定が遅れる場合、健康危機事案への対応の初動が遅れ、健康被害の更なる拡大につながるおそれがある。

対応策

- 原因の不明な健康危機事案が発生し、その規模が大きく社会的な影響が見込まれる場合において、厚生労働省大臣官房厚生科学課災害等危機管理対策室が窓口となり、省内の各部局や各機関との橋渡しを行い、都道府県における原因不明な健康危機事案に対する初期対応を支援する。（注）病原体検査に関する助言や検査の実施等を想定。
- 上記について、平時からの対応として、都道府県の健康危機事案の対応部署に周知。

[スキーム案イメージ]

